

平成 25 年 3 月 27 日  
宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

## 宮城県復興推進計画（確定拠出年金加入者生活再建促進特区）の 認定について

### 1 確定拠出年金加入者生活再建促進特区

- (1) 作成主体 宮城県
- (2) 区 域 宮城県全域
- (3) 期 間 認定の日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (4) 特例内容

#### 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和

現行の確定拠出年金制度では、60 歳到達前の中途脱退は原則として認められていないが、一定の要件を満たし、かつ、確定拠出年金の脱退一時金を住宅再建や事業の維持・再開などのために使用すると見込まれる者として宮城県知事が認めた者を対象に、必要な手続を経て、中途脱退（脱退一時金の支給）を可能とする特例

### 2 認定日 平成 25 年 3 月 26 日（火）

### 3 期待される効果

- (1) 被災した確定拠出年金加入者が、住宅の再建や事業の再開等を行う場合、その資金調達の選択肢を広げるものであり、生活再建の促進が期待できる。
- (2) 加入者の生活再建を促進することで、地域の活性化が図られ、本県の復興の推進につながるものと期待される。

### 4 参考

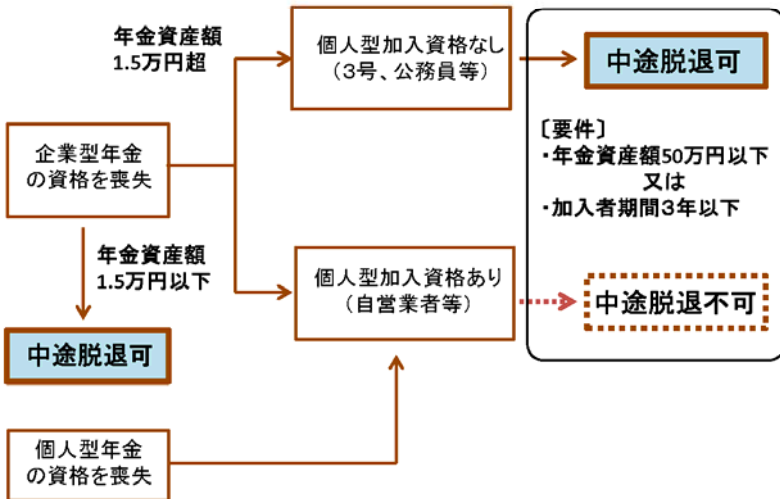
他県の状況

	認定日
福島県	H24.8.3
茨城県	H24.10.30

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～  
 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

【要件】

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の復興に係る事業(例:商店街の復興や災害に強い街づくり等)を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。